

佐倉市保育園等の利用に関する規則（平成27年佐倉市規則第27号） 第1条関係

改正後							改正前						
(申込み) 第3条 (略)							(申込み) 第3条 (略)						
附 則 <u>(施行期日)</u>							附 則 この規則は、平成27年4月1日から施行する。						
1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。 <u>(佐倉市立根郷保育園からの転園に係る特例)</u>							2 前項の支給認定証は、認定内容を確認した後、当該教育・保育給付認定保護者に返還するものとする。						
2 令和9年4月1日以後に佐倉市立根郷保育園の在園児童の保護者が他の市内の保育園等への転園を希望するときは、合計指数に10点を加えるものとする。													
別表第1（第4条、第11条関係）							別表第1（第4条、第11条関係）						
番号	類型	細目	保護者の状況	指数	保育 必要 量	保育 の実 施の 期間	番号	類型	細目	保護者の状況	指数	保育 必要 量	保育 の実 施の 期間
(略)							(略)						
6	就学(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の	月20日以上通学又は通所し、かつ、1日当たり4時間以上就学している。	月16日以上19日以下通学又は通所し、かつ、1日4時間以上就学している。	26	標準 又は 短時 間	最長 就学 前ま で	6	就学(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の	月20日以上通学又は通所し、かつ、1日当たり4時間以上就学している。	26	標準 又は 短時 間	最長 就学 前ま で	
		月16日以上19日以下通学又は通所し、かつ、1日4時間以上就学している。	22							月16日以上19日以下通学又は通所し、かつ、1日4時間以上就学している。			22
		月13日以上15日以下通学又は通所し、かつ、1日4時間以上就学している。	14							月13日以上15日以下通学又は通所し、かつ、1日4時間以上就学している。			14
		上記以外の状況で就学している	10							上記以外の状況で就学している			10

改正後						改正前								
		7 第 3 項に規定する公共職業能力開発施設等に通学又は通所していることをいい、予定を含む。)	る。					7 第 3 項に規定する公共職業能力開発施設等に通学又は通所していることをいい、予定を含む。)	(月13日以上かつ1日当たり4時間以上就学している場合に限る。)					
(略)						(略)								
8	求職活動	求職活動中である。		5	短時間	90日		8	求職活動	求職活動中である。		5	短時間	2か月
(略)						(略)								

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 第 1 条の規定による改正後の佐倉市保育園等の利用に関する規則別表第 1 の規定は、令和 9 年 4 月 1 日以後の保育園等の利用（同規則第 1 条に規定する保育園等の利用をいう。以下同じ。）に係るものについて適用し、同日前の保育園等の利用に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 第 2 条の規定による改正後の佐倉市教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定に関する規則第 7 条及び第 12 条の規定は、これらの規定に規定する期間の起算日が令和 9 年 4 月 1 日以後であるものについて適用し、当該起算日が同日前であるものについては、なお従前の例による。

佐倉市教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定に関する規則（平成27年佐倉市規則第28号） 第2条関係

改正後	改正前
<p>(教育・保育給付認定の期間)</p> <p>第7条 施行規則第8条第4号ロの市が定める期間は、<u>90日</u>とする。</p> <p>(施設等利用給付認定の期間)</p>	<p>(教育・保育給付認定の期間)</p> <p>第7条 施行規則第8条第4号ロの市が定める期間は、<u>2月</u>とする。</p> <p>(施設等利用給付認定の期間)</p>
<p>第12条 施行規則第28条の5第4号ロの市が定める期間は、<u>90日</u>とする。</p>	<p>第12条 施行規則第28条の5第4号ロの市が定める期間は、<u>2月</u>とする。</p>